

紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会仲裁センター等を利用できます。

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031
受付時間：9：30～12：00、
13：00～15：00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588
受付時間：10：00～12：00、
13：00～16：00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249
受付時間：9：30～12：00、
13：00～17：00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

京都弁護士会紛争解決センター

電話番号：075-231-2378
受付時間：9：00～17：00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）

兵庫県弁護士会紛争解決センター

電話番号：078-341-8227
受付時間：9：00～17：00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始・お盆等除く）

公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）

J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。

これらの弁護士会仲裁センター等のご利用に際しては、以下の当組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。

当組合 J Aバンク相談・苦情等受付窓口 電話番号：072-844-1353
J Aバンク相談所 電話番号：03-6837-1359
＜受付はいつでも午前9時～午後5時まで（金融機関の休業日を除く）＞

なお、東京三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）、京都弁護士会、兵庫県弁護士会の仲裁センター等には直接お申し出いただくことも可能です。

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは、当組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

また、東京三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はJ Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。